

国立大学法人東京医科歯科大学外国人研究員取扱規則

平成16年 4月 1日
規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において共同研究等に参画させる外国人の研究員（以下「外国人研究員」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 外国人研究員として雇用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教授、准教授又は講師に相当する身分を有する者
- (2) 前号の者に相当する研究業績を有する者
- (3) その他本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当な者

(雇用手続)

第3条 外国人研究員を雇用しようとする部局等（国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）別表に規定する部局及びセンターをいう。以下同じ。）の長は、当該部局等の教授会等（教授会又は運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、別紙様式1により学長に申請する。

2 学長は、申請を適当と認めるときは、外国人研究員として雇用することを許可する。

(雇用契約の期間)

第4条 外国人研究員との雇用契約期間は、1年を超えないものとし、事業年度途中で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

2 雇用契約期間の変更または取消しを行う必要が生じたときは、部局等の長は、教授会の議を経て、別紙様式2により学長に申請する。

(給与)

第5条 外国人研究員には給与を支給する。

- 2 給与は、甲種及び乙種とし、甲種は極めて顕著な研究業績を有する者、乙種はその他の者にそれぞれ適用する。
- 3 甲種及び乙種の給与の額は別に定める。

(赴任及び帰国旅費)

第6条 外国人研究員には、別に定めるところにより赴任及び帰国旅費を支給する。

(招へい手続等)

第7条 招へい状は、学長名で発するものとし、所属機関、招へい期間、給与額、住居、赴任及び帰国旅費等招へいの条件を詳示するものとする。この場合において、招へい期

間は事業年度にとらわれず、実際の計画どおり明示することとする。

- 2 外国人研究員の受入れを行う部局等は、入国日及び在留資格が確認できる書類の写しを学長に提出しなければならない。
- 3 雇用契約は、本人が日本に到着した後速やかに締結するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、外国人研究員の取扱に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式1(第3条関係)

平成 年 月 日

学 長 殿

部局の長

外国人研究員の受入れについて(申請)

標記のことについて、下記のとおり受け入れたいので、許可願います。

記

氏 名	(フリガナ)	性 別	
国 籍 及 び 生 年 月 日	年 月 日生		
本 国 に お け る 所 属 機 関 ・ 職 名			
受 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
研 究 題 目 等			
教 授 会 等 承 認 日	年 月 日		
受 入 教 員 所 属 氏 名			
備 考			

別紙様式2(第4条関係)

平成 年 月 日			
学 長 殿			
部局の長			
外国人研究員の受入期間変更等について(申請)			
<p>標記のことについて、下記のとおり受入 期間変更 をしたいので、許可 願います。 取 消 し</p>			
記			
氏 名	(フリガナ)	男・女	国 籍
変 更 前	年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 後	年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 又 は 取 消 し 理 由			
授 業 会 等 承 認 日	年 月 日		
受 入 教 員 所 属 氏 名			
備 考			